

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月及び平成5年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月
② 平成5年7月

私は、申立期間、大学生でありA県B市に在住していた。国民年金は学生も20歳から加入義務があったので、B市役所で加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、C市の実家の母に納付書を送付して納付してもらっていたのに、申立期間の2か月分の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計で2か月間と短期間であり、申立人は国民年金加入期間について、申立期間①及び②を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、A県の大学に在学していた平成8年3月までの国民年金保険料はC市の実家の母親に納付書を送付して納付してもらっていたと供述しているところ、申立人の母親は、「申立人に毎月仕送りをするため居住していたC市内にあったD銀行E支店等から同銀行の申立人名義の口座に送金する際に、申立人から送られてきた納付書により国民年金保険料を納付した。」と供述しており、事実、D銀行本店及び支店はB市指定金融機関であり、同銀行のE支店及びF県内に同銀行の支店が複数存在していたことが確認できることから、申立人及びその母親の説明に不自然さはなく、申立期間の国民年金保険料についても前後の月の保険料と同様に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、妹も大学生だった時は、20 歳から国民年金に加入し、母親に国民年金保険料を納付してもらっていたと供述しているところ、オンライン記録によると、申立人の妹も 20 歳到達時に国民年金の資格を取得して国民年金保険料を納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月2日から同年7月1日まで

私は、株式会社Bの下請け業者であった株式会社Cで、型枠工事を施工していたA社に勤務しており、株式会社C及びA社には継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

私の給与明細書からは、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和48年4月から同年6月までの期間に係る給与明細書、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が所持する昭和48年4月から同年6月までの期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額から11万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所原簿から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年7月1日であり、申立期間においては、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかし、申立人の主張及び同僚の供述から、申立期間当時、A社には常時5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 59 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 59 年 7 月まで

私は、昭和 54 年 12 月に A 市から B 市へ転入したが、B 市役所において転入手続と同時に国民年金の任意加入手続を行い、保険料は地区の婦人会を通じて納付したにもかかわらず、任意加入被保険者資格の取得日は 59 年 8 月 27 日と記録され、申立期間は未加入期間と記録されている。

私が所持している国民年金手帳には、資格取得日が削られた後、書き換えられた形跡が有り、申立期間の国民年金保険料は納付したはずなので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳及びオンライン記録から、申立人は、昭和 49 年 11 月 30 日に B 市において国民年金に任意加入し、厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い、53 年 7 月 30 日に資格喪失した後、59 年 8 月 27 日に再度任意加入したことが確認できるところ、申立期間は、申立人が厚生年金保険被保険者資格の喪失後の任意加入対象期間であることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は 53 か月間と長期間であり、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人は、申立期間における保険料納付について具体的な記憶が無く、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金手帳の資格取得日の記載について、B市は、「当市への転入日を誤って記載したものを、書き換えたものとも考えられるが、正確なことは不明である。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から52年12月まで
昭和48年6月に、A市の市営住宅に入居した後、49年1月ごろに近所の人に勧められて国民年金に再度加入した記憶がある。
国民年金保険料は、納付書に現金を添えて、集金に来ていた班長さんに渡した記憶があるのに、納付した記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和40年6月ごろに、B市で払い出され、20歳到達時の39年*月*日にさかのぼって資格取得していることが確認できる。

また、B市及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和42年12月に厚生年金保険に加入したため、42年12月1日に国民年金被保険者資格をいったん喪失した後、53年1月13日にA市において、B市で払い出された国民年金手帳記号番号で、再度、資格取得（任意加入）していることが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、昭和49年1月ごろに行った国民年金への加入手続に関する記憶が定かではなく、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)を所持しておらず、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月から59年4月まで

私は、結婚の数年後、A市役所B出張所において国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、地区担当の集金人又は同出張所の窓口のいずれかにより納付していた。

しかし、申立期間の記録が未加入期間となっているが、途中で国民年金の資格を喪失した手続きや保険料を納付しなかったことはなく、継続して納付していたはずなので、申立期間に係る国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和45年11月11日にA市から払い出され、申立人は45年9月16日に資格取得していることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらず、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は58年2月24日に、いったん任意加入被保険者の資格を喪失し、59年5月23日に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、同市が保管する昭和57年度から59年度の国民年金保険料収納簿によっても、申立期間は未加入期間とされていることが確認できる。

さらに、A市は、「申立期間当時、申立人が住んでいた地区には集金人制度があったが、集金人の名簿等は廃棄処分をしており、集金人の状況は不明である。」と回答しているほか、申立人は申立期間の保険料について

集金人に若しくはB出張所で納付したとする時期、納付月数等の具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口厚生年金 事案 917 (事案 750 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和34年7月20日から同年8月1日まで
②昭和34年9月8日から同年12月25日まで
③昭和37年9月15日から38年3月20日まで

私は、申立期間①及び②について、公共職業安定所の紹介で株式会社Aに3か月から6か月の期間に係る雇用契約で入社し、Bの作業に従事した。

また、申立期間③について、公共職業安定所の紹介でC株式会社（現在は、D株式会社）E支店に勤務し、Fの作業に従事した。

前回の申立てで、すべての申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について、訂正が必要とまでは言えないとする通知を受け取ったが、申立期間①及び②については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、私の氏名に使用されている漢字表記及び生年月日が誤って記載されている。

また、申立期間③については、前回の訂正が必要とまでは言えないとする通知に、D株式会社が「雇用形態は日雇いで、給与は日払いであった。」と回答している旨記載されているが、私は、給与を日払いで受け取った記憶は無い。

今回新たな事情は無いが、前述の被保険者名簿の記載内容、及びD株式会社の回答などに基づいて訂正が必要とまでは言えないとする前回の申立てに係る通知に納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、

被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間①における同社での勤務実態が不明であること、当該複数の同僚の供述などから判断すると、同社は必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 5 月 12 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立期間②については、申立期間①同様、申立人の申立期間②における株式会社Aでの勤務実態が不明であること、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（写）により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 34 年 9 月 8 日として届出されていることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 5 月 12 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②における再申立てに当たり、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名に使用されている漢字表記及び生年月日が誤って記載されており、この誤った記録により前回の申立てが訂正不要とされた可能性がある旨主張しているところ、同被保険者名簿において、申立人の氏名に使用されている漢字表記が申立人と一文字異なること及び生年月日の元号が誤って記載されていることが確認できるが、同被保険者名簿において確認できる当該被保険者の厚生年金保険被保険者の記号番号は、既に申立人の基礎年金番号に統合されている上、申立期間①及び②当時、同社において申立人と同姓同名又は類似氏名の被保険者は確認できないなど、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間③における同社での勤務実態が不明であること、D株式会社の回答により、申立人が在籍した事実を確認できない上、同社は、申立人が従事した業務は雇用形態が日雇いであり、給与は日払いであったと考えられる旨回答していることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 5 月 12 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立期間③における再申立てに当たり、申立人は、給与を日払いで受け取った記憶は無いと主張していることから、再度、D株式会社に照会したが、同社は、「申立人の業務内容から、申立人は日雇い等の臨時雇用職員であったと考えられ、当時、当社に勤務していた元従業員

の話では、日雇い等の臨時雇用職員の給与は日払いであったが、月払いを選択することも可能であったようだ。いずれにしても、日雇い等の臨時雇用職員については厚生年金保険に加入させておらず、申立人を加入させていた形跡は無い。」と回答しているなど、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

- 3 このほか、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月1日から同年4月1日まで
② 昭和49年4月1日から同年9月1日まで

私は、両申立期間においては株式会社Aに勤務していたが、私が所持する同社から交付された昭和49年1月21日付けの通達により、同年1月からは給与月額が19万円となったのに、申立期間①の標準報酬月額は16万円と記録されている。

また、同じく昭和49年4月21日付けの通達により、同年4月からは給与月額が22万円となったのに、申立期間②の標準報酬月額は、同年4月及び同年5月は16万円、同年6月から同年8月までの期間は19万円と記録されている。

実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されているので、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社Aが昭和49年1月21日に申立人に交付した通達から、同社において申立人の給与月額が19万円となったことが確認でき、同社が同年4月21日に申立人に交付した通達から、同社において申立人の給与月額が22万円となったことが確認できる。

しかしながら、株式会社Aの両申立期間当時の経理担当者は、「株式会社Aでは、給与は毎月20日締め、翌月1日に支給していた。21日に昇給の通達が交付された場合、実際に昇給後の給与が支給されるのは翌々月1日である。」と供述している上、現在、株式会社Aにおいて給与関係等

の業務を委託されている社会保険労務士も、「現在、株式会社Aの給与形態は20日締め翌月1日払いであり、21日に昇給した場合は翌々月の1日に昇給後の給与が支払われる。この方法は今も昔も変わらないはずだ。」と供述していることから判断すると、株式会社Aでは、21日に昇給の通達が交付された場合、翌々月1日に昇給後の給与を支給する取扱いであったことが推認できる。申立人が所持する前述の通知から判断すると、申立人は、昭和49年1月21日の通達に基づく給与月額（19万円）を、同年3月1日に支給され、同年4月21日の通達に基づく給与月額（22万円）を、同年6月1日に支給されたものと推認できる。

一方、厚生年金保険法の規定において、標準報酬月額随時改定は、昇給などにより固定的賃金変動した場合に、変動月以後3か月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級が従来標準報酬月額の等級と比較して2等級以上変動（最高等級への随時改定の場合は1等級でも可）したときに行うこととされている。

また、申立人の標準報酬月額について、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、昭和49年6月1日に標準報酬月額が従来の16万円から19万円に、同年9月1日に従来の19万円から20万円（最高等級）にそれぞれ随時改定されていることが確認できる。前述の経理担当者は、「標準報酬月額随時改定に係る届出は、昇給の通達に基づく給与が支給される日から起算して4か月目に行い、給与からは、届出に基づく保険料を控除した。」と供述している上、前述の社会保険労務士も、「現在、株式会社Aでは、昇給後の給与が支払われる日から4か月目に随時改定の届出を行うこととなる。この方法は今も昔も変わらないはずだ。」と供述しており、同社も、「現在も、昇給後の給与が支給される日から起算して4か月目に随時改定の届出を行っている。申立期間当時の資料は無いが、標準報酬月額随時改定に係る取扱いの変更は無い。」と回答している。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、昭和49年1月21日の通達に基づく19万円の給与月額を、同年3月1日に支給され、同日を起算日として4か月目となる同年6月1日に随時改定が行われたこと、及び同年4月21日の通達に基づく22万円の給与月額を、同年6月1日に支給され、同日を起算日として4か月目となる同年9月1日に随時改定が行われたことが認められ、当該随時改定に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 919 (事案 614 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月 15 日から 62 年 10 月 1 日まで
② 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 2 年 7 月 26 日まで
③ 平成 3 年 1 月 7 日から 4 年 3 月 31 日まで
④ 平成 5 年 4 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで

申立期間①の A 株式会社 B 支社、申立期間②の A 株式会社、申立期間③の C 株式会社及び申立期間④の株式会社 D の 4 事業所は、いずれも関連会社であり、これらの事業所へ在籍している期間は、E 市にあった F の業務に従事していた。

各事業所に勤務した期間の給与は、入社当初から退社するまでの期間において、社会保険料が控除される前の給与額は毎月 30 万円で、社会保険料等の控除後は手取りで約 27 万円から 28 万円であったと記憶している。

C 株式会社に係る前回の申立てに対して、30 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことは認められないとの通知を受け取ったが、納得できない。

C 株式会社を含めた上記 4 事業所の給与支給額は確かに 30 万円だったのに、すべての申立期間の標準報酬月額は 15 万円から 26 万円と記録されているので、標準報酬月額を 30 万円に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の A 株式会社 B 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載に

不自然な形跡は無く、当該被保険者名簿に記載された標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

また、申立人に係る雇用保険被保険者台帳によると、申立人のA株式会社B支社における資格取得時（昭和59年8月15日）の月額賃金が15万円と記録されていることから判断すると、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の申立期間①当時に係る厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額が15万円と記録されていることに不自然さはない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額を検証しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情も見当たらない。

加えて、申立人は給与明細書等の関連書類を所持しておらず、A株式会社は既に廃業してしており、申立期間①当時の関連資料を確認することができない上、同社の創業者は「申立人の給与額の詳細は分からない、当時の経理担当者が誰であったかも覚えていない。」と供述している。

また、A株式会社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から、申立期間①当時、支給されていた給与額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致していないとの供述は得られない。

2 申立期間②について、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載に不自然な形跡は無く、当該被保険者名簿に記載された標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額を検証しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情も見当たらない。

さらに、申立人は給与明細書等の関連書類を所持しておらず、A株式会社は既に廃業してしており、申立期間②当時の関連資料を確認することができない上、同社の創業者は「申立人の給与額の詳細は分からない。当時の経理担当者が誰であったかも覚えていない。」と供述している。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立期間②当時、私に支給されていた給与額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致していると思う。」と供述している。

3 申立期間③に係る申立てについては、申立人のC株式会社における標準報酬月額が、当初26万円と記録されていたものが、同社が厚生年金

保険の適用事業所でなくなった日の後に、さかのぼって標準報酬月額を15万円に引き下げていることが確認できることから、当初の記録どおり26万円に訂正する必要があるとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年4月21日付けの通知が行われているとともに、同通知においては、申立人が主張する標準報酬月額30万円については、給与明細書等の資料を所持していない上、雇用保険の被保険者台帳において、月額賃金が25万7,000円であることが確認できることから判断すると、厚生年金保険の当初の標準報酬月額が26万円と記録されていることに不自然さは無く、当時の代表取締役からも申立人の標準報酬月額を確認することができる供述が得られないこと等から、30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことは認められず、当該標準報酬月額に基づく年金記録の訂正は必要とまでは言えないとしている。

申立人は、当初の主張どおり、申立期間③当時の給与額は30万円を支給されていたはずなので、標準報酬月額を訂正してほしいとしているが、申立人に30万円の給与が支給され、それに見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる新たな資料は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

4 申立期間④について、申立人の株式会社Dに係る標準報酬月額の記録を確認しても、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

また、申立期間④における株式会社Dに係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額を検証しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人の雇用保険の記録（株式会社Dを離職した際に受給した失業給付の離職時賃金日額から、離職時前6か月の平均月額賃金は30万円と認定）は確認できるものの、申立人は給与支払明細書等の厚生年金保険料の控除額を示す資料を所持しておらず、株式会社Dも既に廃業しており、申立期間④当時の関連資料を確認することができない。

加えて、当時の経営者は「申立人の給与額の詳細は分からない、当時の経理担当者が誰かも覚えていない。」と供述していることなどから、申立期間④当時、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）及び標準報酬月額（30万円）に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることについて確認できない。

また、申立期間④当時、オンライン記録により株式会社Dに係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚へ照会したが回答が無く、支給されていた給与額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致しているか否か等について確認できる供述が得られない。

5 このほか、すべての申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月28日から同年2月1日まで

私は、A事業所のB事務所に昭和53年1月31日までの期間において勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

また、年金記録が途切れないよう気をつけており、機会をみてはC市役所保険年金課に出向いて担当者に確認の上、年金に係る手続及び納付してきた。

申立期間については、月途中で退職しておらず、月末までの期間において勤務したことを覚えており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、月途中で退職しておらず、月末までの期間において勤務した。」と供述しているものの、申立人のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚から、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる供述を得ることができない。

また、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載されている資格喪失日は、昭和53年1月28日であるとともに、備考欄には「53年1月27日退職」と記載されていることが確認できるところ、当該資格喪失日に係る記録は、前述の被保険者原票及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、事業主は、「申立人が、月末までの期間において勤務していた

事実を確認できる資料は無いが、当事務所は、退職日の翌日を資格喪失日として手続を行っていた。」と供述しているところ、前述の被保険者原票における被保険者 41 人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を検証すると、1 日付けの喪失者が 19 人、それ以外の日付の喪失者が 22 人となっており、申立人の資格喪失日に特段の不自然さはうかがえない。

加えて、A 事業所の社会保険事務担当者は、「社会保険料については、当月控除としていたことから、喪失月となる昭和 52 年 1 月分の給与からは申立人の厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

また、申立人が提出した年金加入状況のメモの一部は、申立期間当時に作成されたものではなく、後年に記載したことがうかがえる上、当該メモから厚生年金保険料の控除額等について確認することができないことなど、当該メモの記載内容をもって申立人が昭和 53 年 1 月 31 日までの期間において勤務していたこと、及び同年 1 月分の厚生年金保険料を控除されていたことを推認することはできない。

このほか、申立人は、給与明細等の関連資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで

申立事業所であるA事業所は、昭和 41 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、同事業所は個人事業所であり、私の夫は、同事業所の事業主であることから厚生年金保険には加入できなかった。しかし、私は、厚生年金保険に加入することが可能であったため、従業員として加入し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を同事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の申立期間当時の事業主（申立人の夫）は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管していないが、申立人は申立期間において、当事業所に勤務し、申立人を厚生年金保険の被保険者として社会保険事務所（当時）に届出を行い、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

しかし、申立期間当時、A事業所の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険に加入させていた従業員については、毎年、標準報酬月額の時給決定のために社会保険事務所に書類を提出していたが、約5年間という申立期間において、提出していた書類に申立人の氏名は無かったと思う。」と供述している。

また、申立期間について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は見られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 46 年 6 月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金

保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 11 年 4 月 1 日から 12 年 3 月 31 日までの期間において、A 市にある B 株式会社（現在は、C 株式会社）に勤務していた。厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同日となっているため、申立期間に係る厚生年金の被保険者記録が無い。

平成 12 年 3 月 31 日までの期間において勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 株式会社の退職日は平成 12 年 3 月 31 日であると申し立てているが、C 株式会社が保管する申立人の労働者名簿の退職日は「平成 12 年 3 月 30 日」と記載されていることが確認でき、同社が保管していた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書にも「平成 12 年 3 月 30 日退職」と記載されている。

また、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人の雇用保険の被保険者記録において、B 株式会社における離職日である平成 12 年 3 月 30 日の翌日と一致することが確認できる。

さらに、C 株式会社の経理事務担当者は「本人が提出した退職願に記載のある退職日に基づいて労働者名簿の記入や雇用保険の被保険者離職証明手続を行うとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出している。申立期間当時も同様の取扱いを行っていた。」と供述している。

加えて、オンライン記録により、申立期間及び申立期間前後の平成 2 年 11 月 1 日から 22 年 5 月 1 日までの期間において、同社で厚生年金保険被保険者の資格を喪失した者 113 人について、このうち 18 人は 1 日付けで

厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる一方、申立人を含めた16人は、月末付けで資格喪失していることが確認できる。

また、申立人と同様に資格喪失日が月末付けとなっている複数の同僚は、「私の厚生年金保険の被保険者記録に間違いは無いと思う。」と供述しているところ、当該複数の同僚について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日と一致することが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。